

措置通知書

市民生活部 コミュニティ・協働推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 認可地縁団体告示事項証明手数料及び認可地縁団体印鑑証明手数料において、佐世保市手数料条例第3条第1項で「手数料は、申請又は交付の際これを徴収する。」と規定されているにもかかわらず、手数料を徴収しないまま証明書を交付し、交付後に納付させていた。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>① 産業廃棄物収集・運搬委託契約（随意契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第8条第2項で「随意契約によるときは、最低制限価格を設定しないものとする。」と規定されているにもかかわらず、最低制限価格を設けていた。</p>	<p>条例規定の認識不足により、証明書交付の際に納付書を手渡しており、手数料を徴収しないまま証明書を交付していた事例が発生したものです。</p> <p>再発防止のため、課内での佐世保市手数料条例の認識の徹底、郵送申請での対応を含む事務手順マニュアルの作成により、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>基幹要綱等の認識不足により、随意契約において最低制限価格を設定していたものです。</p> <p>今後は基幹要綱等を確認し、契約事務チェックシートも有効に活用しながら、適正な事務処理を行うよう令和3年2月19日に周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 市民安全安心課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>② 雑入の歳入調定において、佐世保市財務規則第 65 条で「部課長は、すでに調定した歳入について、変更すべき理由が判明したときは…直ちに、調定を変更しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、還付に伴う減額調定を行っていません。</p> <p>③ 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていません。</p> <p>④ 寄附金ほかにおいて、佐世保市財務規則第 75 条第 1 項で「出納員等は、現金…を収納するときは、会計管理者が指定する領収書綴を用いなければならない。」と規定されているにもかかわらず、会計管理者が指定した領収書綴を使用していません。</p>	<p>情報公開請求の調定事務において、複写資料を郵送交付から窓口交付に変更していたにもかかわらず、郵送実費分の減額調定を行っていません。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 2 月 15 日付で減額調定を行い、同年 3 月 2 日付で還付を行いました。</p> <p>課内全員に、今後は佐世保市財務規則の確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>財務規則の認識不足により、受払簿での管理を行っていません。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 2 月 22 日付で受払簿に登載しました。</p> <p>課内全員に、今後は佐世保市財務規則の確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>財務規則の確認不足により、会計管理者の指定を受けていない領収書を発行していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 4 月 19 日付で会計管理者の承認を受けると共に、職印の押印についても適切に処理します。</p> <p>今後は、財務規則の確認を徹底すると共に、通常収納が困難な場合の事務処理について、内部で要領を整理し、適正な事務処理を図ります。</p>

措置通知書

市民生活部 市民安全安心課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>② 自動車臨時運行許可手数料の収納業務委託の告示等において、佐世保市財務規則第83条第1項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させば」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、広報させばに登載しないまま収納事務をさせていた。</p> <p>3. 財産管理事務</p> <p>① 公有財産において、佐世保市財務規則第217条で「…公有財産の所管換又は管理換をするときは、公有財産引継書に必要な事項を記入し…管理換を受ける部課長及び財務部長に送付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公有財産引継書を管理換を受ける部課長に送付していなかった。</p>	<p>財務規則の認識不足により、広報させばへの登載を行っていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、今後は、財務規則の再確認と課内スケジュール管理を徹底するように周知しました。</p> <p>公有財産の管理換において、管理換を受ける都市整備部長に対し送付していなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和3年2月10日付で公有財産引継書を送付しました。</p> <p>今後は、財務規則を再確認の上、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p>